

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

2008
No.518 10

主な内容

p.3 ■トピックス

全国中央会景気対策で要望、金融懇談会開催

p.4 ■特集

商工中金が10月から変わりました

p.6 ■視点

コンサルタントの目：共生の街づくり

p.8 ■施策

中小企業施策の基本方針

p.10 ■組合Q&A

組合の許認可・届出事項

p.13 ■ご案内

検定試験を受けて組合士になろう

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

組合士養成講習会、「千葉元気印企業」の募集

原油・原材料価格高騰に係る 下請け中小企業向け追加対策

経済産業省・中小企業庁は、8月5日、「原油・原材料価格高騰に係る下請け中小企業向け追加対策」を発表した。

内容は、①平日の相談時間の延長及び土曜日の相談実施②原油・原材料価格高騰時における買い叩きの具体的内容の明示③下請代金法に照らし問題がある可能性があると考えられる親事業者に対する特別事情聴取の実施等6項目。

商工中金、株式割当手続き始まる

商工中金は、8月6日、「民営化転換計画」の概要を官報に公告し、出資者及び取引先に対して計画の概要と株式割当手続きに関する書類を送付した。

なお、利用者にとって民営化後の商工中金が、どのように変わるのかは、次頁参照。

全国中央会景気対策で要望

全国中小企業団体中央会は、8月19日、「中小企業の景気対策に

関する要望」について、二階俊博経済産業大臣をはじめ、政府並びに関係国会議員等に陳情を行なった。これは、原材料の高騰により中小企業の景況が急速に悪化し、その存立基盤を脅かしていることから、中小企業が安心して事業を継続していけるよう①総合経済対策の実施②原材料高騰対応への支援強化について要請したものである。

県内2企業に農商工連携認定証

関東農政局と関東経済産業局は8月21日、県庁会議室において、農商工連携促進事業説明会を開催し、席上今年4月に「農商工連携88選」に選ばれた県内2企業（本誌6月号で既報）への認定授与式が行なわれた。プレゼンターの関東経済産業局諸岡秀行産業部長から、(株)とみうら（「房州びわ」のブランド化から観光プロジェクト展開）、(株)アビー（海産物における鮮度保持システムの開発）の各社に認定証が手渡された。

「千葉のちから」中小企業表彰

積極的な事業展開により、地域

経済の繁栄に貢献してきた中小企業や商店街が9月3日、千葉県知事から表彰された。

そのうち、本会が推薦したのは次のとおり。【中小企業】▽共同通運(株)（船橋トラックセンター）(協)▽明正工業(株)（インターネット）(協)【商店街】▽花見川団地商店街（振興）▽サンロード五香商店街（振興）▽東武鎌ヶ谷駅前商店街（振興）

金融懇談会開催

本会は、9月9日、千葉市内において「平成20年度第1回金融懇談会」を開催した。

当日は本会と商工中金の千葉、松戸両支店が参加し、①本年度の組合設立状況②県内労働事情の実態③最近の金融経済情勢④民営化後の商工中金について双方より説明があり、その後県内の組合や中小企業の実況についての意見交換が行なわれた。

組合運営・企業経営研究会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会は、9月11日、研究会を開

催、①安藤孝(有)バリユー・コンサルティング代表取締役の「構成員企業の経営革新による組合運営基盤の強化」についての講演②「経営革新承認企業による事例発表」として春川紀雄春川鉄工(株)代表取締役の発表があり、その後、交流懇親会があった。

改正組合法普及研修会開催

本会は9月17日、千葉市内のホテルにおいて研修会を開催した。

当日は、①組合法の改正点と今後の事務手続き（本会指導員）②中小企業労働契約セミナー（男澤才樹弁護士）③法改正に伴う組合会計基準の改訂（古知潔税理士）についての講義があった。

官公需適格組合受注促進協議会 千葉県へ発注増大の陳情

千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長＝鹿野新一郎）は、9月18日、千葉県商工労働部経済政策課他、県の関係方面に①官公需適格組合の積極的な活用②少額随意契約の活用③分離・分割発注の推進④地元中小企業の活用など8項目の陳情を行なった。

新政策金融機関・JFC スタート

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が10月1日に統合され、日本で唯一の政策金融機関（株）日本政策金融公庫（JAPAN FINANCE CORPORATION）、略称「政策公庫」が新たにスタートした。

政管健保は「協会けんぽ」に

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、これまで、国（社会保険庁）で運営していたが、10月1日より新たに設立された全国健康保険協会が運営することになった。

訃報

大野 隆紹氏（おおの・たかあき）本会理事、千葉県商店街振興組合連合会理事長、元栄町通り商店街振興組合理事長、9月3日午前1時13分死去、66歳。告別式は9月5日、千葉市のライフケア千葉会堂で行なわれた。

■ 商工中金はどのように変わったのですか

これまでの商工中金は「商工組合中央金庫法」という特別な法律に基づいて昭和11年に政府が中小企業の組合とともに共同出資を行い設立した、中小企業の組合とその組合員を対象に融資等の金融サービスを行なう政策金融機関でしたが、平成19年5月に成立した「株式会社商工組合中央金庫法」のもと、中小企業の組合及びその組合員に対する金融機能を維持したまま、平成20年10月1日に株式会社となりました。その後、おおむね5～7年を目途として、政府が保有する株式の全部が処分され、完全民営化されます。

しかし、株式会社後も、商工中金の機能を維持するため、政府出資金のかなりの部分が特別準備金（残額は政府が保有する株式）となるなど、強固な財政基盤がそのまま維持されています。

民営化されたことにより、経営の自主性が高まり、業務範囲の拡大等を通じ、これまで以上に皆さまに多様な金融サービスを効率的・安定的に提供することが可能になりました。

■ お手続き、サービス等について

□ 株式会社化にあたって、何か手続きは必要ですか

とくに必要ありません。

現在お持ちの通帳、証書、キャッシュカード等は、そのままご利用いただけます。

なお、平成20年12月には、「①普通預金、②商工債保護預り、③定期預金、②・③を担保にした自動融資機能」をセットにした「新総合口座」サービスを開始する予定です。お客さまには、新型定期預金マイハーベストを一層便利にご利用いただけます。

□ 店舗はどうなりますか

全ての店舗でこれまでどおりの業務をお取り扱いいたします。

また、店舗、ATMのご利用時間もこれまでと同様であり、変更はありません。

□ 預金

預金については、これまで「商工債保護預り口座に商工債の残高をお持ちのお客さま」などに限られていましたが、どなたでもお預け入れが可能となりました。

新型定期預金マイハーベストにつきましても、個人のお客様であれば、どなたでもお預け入れが可能となりました。

また、既にお預け入れいただいている自動継続型の預金は、お客さまから自動継続中止のご依頼がある場合などを除き、全て自動継続されます。

□ 商工債

ワリショー、リッショー、リッショーワイドなどの商工債は、引き続きどなたでもご購入いただけます。既にお持ちいただいている商工債につきましても、これまでとお取扱い内容は変わりません。

商工中金は、お客さまの資金運用ニーズに、よりの確にお応えすることができるよう、新型定期預金マイハーベスト等、預金商品の品揃えを充実させるとともに、個人年金保険、投資信託の窓口販売につきましても一層の充実を図ってまいります。

また、お客さまの利便性向上の観点から、個人向けインターネットバンキング、ATM提携の充実などについても整備をすすめてまいります。

■ ご不明な点は、お取引支店等にお問い合わせください

□ 千葉支店 〒260-0028 千葉市中央区新町3-1-3 TEL. 043-248-2345

□ 松戸支店 〒271-0092 松戸市松戸1-8-4-2 TEL. 047-365-4111

□ 浦安出張所 〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6 TEL. 047-355-8011

■特集

商工組合中央金庫をご利用の皆さまへ

商工中金が10月から変わりました！

■新商工中金の企業理念

株式会社化に伴い、「商工中金が目指す姿」を次のように企業理念として明確にしました。

■使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが商工中金の成長です。

商工中金は、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法を始めとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、商工中金の使命です。

■経営姿勢

□中小企業の皆さまに対して

- ・長期安定取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します
- ・企業間連携・地域連携を促進し新たなビジネスチャンスを創出します
- ・お客さまの成長を通じて商工中金も成長し、長期的な企業価値向上を目指します

□資金をお預けいただく皆さまに対して

- ・健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します
- ・資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします
- ・社会貢献につながる運用を実現します

□社員に対して

- ・現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します
- ・専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します
- ・プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくります

□社会に対して

- ・コンプライアンスを徹底します
- ・経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます
- ・すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します

■行動指針

- (1)お客さまの立場になり、
- (2)お客さまの未来を考え、
- (3)お客さまから求められるスキルを磨き、
- (4)お客さまのために一丸となって、
- (5)お客さまの夢を応援していきます。

高い志と公正・健全な精神を胸に、商工中金は誇りをもって行動します。

「イベント」の目

〈共生の街づくり いろいろ 経済学〉 みんなでつくる 灯りイベント

北欧の灯り

冬が長くどんよりとした天候の続く北欧の国々では、「灯り」を大切にしている。デンマークやスウェーデンの家の灯りは日本人の目から見ればかなり暗く、いまでもロウソクを大切にしている。部屋の灯りは蛍光灯をきらい基本的に間接照明で、白熱灯の暖かい光が照らす。天井からぶら下がっている灯りでも、何枚かの羽で白熱灯を直接見せないような工夫を凝らしている。もちろん、それだけでは部



屋が薄暗いので、テーブルの上やソファの手元には、スポットライトを使用し、窓辺やテーブルの上にロウソクを置き、楽しむのである。

冬の長いこれらの地域では太陽に最も近いといわれる光源、つまり白熱灯やロウソクの灯りに穏やかさと温もりを感じているのかも知れない。

連携イベントの必要性

北欧の灯りのように、人々の心をやさしくつるぎや温もりを与えるような商店街の活動が求められている。それは商店街が単なる買い物の場ではなく、情報提供や地域のコミュニティ・交流の場、地域の歴史や文化、まちづくりの担い手になることを意味している。

商店街のイベントとは、商店街が仕掛け人となって人々を引き寄せる話題づくりの催物といえる。つまり、商店街にとってのイベントは、

お客の増加、売上の増加という直接的、短期的な効果を狙いとするよりも、地域住民とのふれあい、地域文化の向上を目指す間接的、長期的持続的効果に力点を置くようになってきている。

イベントには商店街で行うものと、外部の協力を得て行うものがある。

費用や人手の問題を考えると、商店街で何でも行うことには限界があり、これからは連携イベントを考えるべきである。連携イベントには、商店街が仕掛け人となり、場所の提供や費用を負担しても一部にとどめ、イベントを行いたい人や団体・事業所等に任せる方法もある。それは、人脈ネットワークを活かし、地元住民などを巻きこんで開催するものである。こうした商店街が何らかのかたちで関与し、地元住民、関係団体・事業所と連携するイベントは、地域ぐるみの生



活文化の向上に役立ち、さまざまな効果を生み出すといえる。

調布の竹灯籠まつり

筆者が街づくりのお手伝いをした調布の竹灯籠まつりをご紹介します。京王線調布駅北側の旧甲州街道には、7つの商店街が連担して商業地を形成している。旧甲州街道は歩道幅員が1.8mと狭くセツトバックによる街路整備の計画がある。

産業の集積の活性化＝国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

商業の集積の活性化＝国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

労働に関する施策＝国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

取引の適正化＝国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

国等からの受注機会の増大＝国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

□経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

1. 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
2. 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
3. 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
4. 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
5. 国は、これらの施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

□資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

資金の供給の円滑化＝国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

自己資本の充実＝国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

◎問い合わせ先

- 中小企業なんでも相談ホットライン 0570-009111
- 中小企業庁相談室 03-3501-4667
- 関東経済産業局中小企業課 048-600-0321
- 千葉県中小企業団体中央会 043-242-3277
- 千葉県中小企業団体中央会松戸支所 047-368-3992

中小企業施策の基本方針

国の中小企業施策の基本スタンスは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律）に定められております。この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めたものです。したがって国や地方公共団体はこの法律の枠組みのなかで、中小企業施策を展開していますので、これを活用しようとする組合の事務局の皆様は、今後この枠組みの方向性を理解しておいた方が何かと便利かと思えます。以下はその枠組みです。

□中小企業の経営の革新及び創業の促進

経営の革新の促進＝国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

*ここで「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

創業の促進＝国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

創造的な事業活動の促進＝国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

*ここで「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

□中小企業の経営基盤の強化

経営資源の確保＝国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

*ここで「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

1. 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
2. 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
3. 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
4. 国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

交流又は連携及び共同化の推進＝国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

組合の許認可・届出事項

組合には、中小企業等協同組合法（組合法）および中小企業団体の組織に関する法律（団体法）によって、所管行政庁から認可や許可を受けなければならぬ事項または届出を要する事項等が決まっています。

たとえば、認可を必要とする事項としては組合設立、定款変更、共済規程、他の組合への組織変更などがあり、許可を必要とする事項としては倉荷証券の発行があります。届出を要する事項としては組合成立、役員変更、決算関係書類の提出などがあります。

これらの事項は、組合として守らなければならない事項であり、組合はそれぞれ法に定められた方法によって許認可等の申請または届出を行わなければなりません。

このほかにも、組合の事業実施に必要な事業免許や届出などがあります。たとえば、酒類、タバコ、医薬品の販売や飲食業、運送事業を行う場合などは、それぞれ関係法による許認可が必要ですし、組合設立後に税務署等に提出する法

人設立届、青色申告届や決算後に行なう税務申告などがあります。

次に、比較的多く発生する事項として、定款変更、役員変更、決算関係書類の提出について、そのポイントを述べます。

また、届出事項については次ページの表を参照してください。

定款変更

定款の変更は、総会において特別議決を必要とする重要事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。このため、事前に中央会や所管行政庁と十分な打ち合わせをしておくことが認可を早く得るためには必要かと思えます。

定款変更の認可申請には、組合法施行規則第5条、団体法施行規則第1条の7に規定されている申請書と添付書類が必要で

なお、認可されてから登記を要するものは、登記が完了して初めてその効力が生じることから、変更決議をした総会または総代会の後、速やかに申請すべきでしょう。

次に、添付書類について見てみましょう。

(1) 一般的事項の変更の場合

①変更理由書②変更しようとする箇所を記載した書面（変更条文の新旧対照表）③定款変更を決議した総会または総代会の議事録（謄本でよい。）

(2) 事業計画、収支予算に係る変更の場合

〔1〕の①～③の添付書類に、次の書類を追加する。④定款変更後の事業計画書⑤定款変更後の収支予算書

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更の場合

〔1〕の①～③の添付書類に、次の書類を追加する。④財産目録⑤貸借対照表⑥債権者に対して公告および催告をしたことを証する書面⑦異議を述べた債権者があったときは、弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたことまたは出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害する恐れがないことを証する書面

役員の変更

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められ

ています。

役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の変更または補充があった場合、代表理事の交代、役付理事の交代、役員が死亡または辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

決算関係書類の提出

決算関係書類は通常総会に提出し、承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行行政庁に提出することが義務づけられています。

本誌で再三お知らせしているとおり、今年は3年に一度の休眠組合の整理を行なう年です。決算関係書類の提出を怠っていると、「行政庁は活動実態のない休眠組合とみなし、解散命令を発する場合があります」これまで決算関係書類の提出を怠っていた組合は、遺漏なきよう、必ず提出くださるようお願いいたします。

◎詳細については
指導相談室

TEL 043-242-3277

松戸支所

TEL 047-368-3692

届出を要するもの

| 項目 | 組合種類 | 添付書類等 | 根拠法 |
|------------|---|--|--------------------------|
| 役員変更 | 協同組合等 | 変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面 | 組合法35の2 |
| | 協業組合 | 役員選挙又は選任による変更の場合は、新役員を選挙した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を追加（変更後2週間以内） | 団体法5の23 |
| | 商工組合 | ただし、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙、選任をした場合の総会又は総代会の議事録は省略できる。 | 団体法47 |
| | 信用協同組合 火災共済協同組合 | 常務に従事する役員の選任による変更の場合は、以上の書類の他、新たな常務に従事する役員の経歴書を追加（変更後2週間以内） | 組合法35の2 |
| 決算関係書類 | 協同組合等 | 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面、通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本（通常総会、通常総代会終了後2週間以内） | 組合法105の2 |
| | 協業組合 | | 団体法5の23 |
| | 商工組合 | | 団体法71 |
| 組織変更 | 商工組合等（事協等から協業への変更を含む） 事協、企業組合、協業組合から株式会社への変更 | 登記簿謄本 株式任意、添付書類任意 | 団体法95、96、97 組合法100の14 |
| 組合員異動報告 | 商工組合 | 前事業年度における組合員の異動並びに商工組合にあっては新たに加入した組合員の資本の額又は出資の総額及びその者が常時使用する従業員数 商工組合では前事業年度において中小企業となった組合員及び中小企業者でなくなった組合員の氏名又は名称 | 団体法施行規則98 |
| 解散 | 事業協同組合等 | 解散の理由を明らかにする書面（解散の日から2週間以内） | 組合法62 |
| | 協業組合 | | 団体法5の23 |
| | 商工組合 | | 団体法47 |
| 中小企業者以外の加入 | 事業協同組合 信用協同組合 | 定款、組合の事業規約、届出の原因となった組合員の最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書（加入した日又は中小企業でなくなった日から30日以内に、公正取引委員会へ） | 組合法7 |

注：組合は、これまで述べてきたとおり、法の規定等により、役員変更届、決算関係書類の提出等を所管行政庁に届出しなければなりません。その際その写しを中央会にも1部提出してください。（千葉県所管の組合は中央会に県の方も含めて正、副2部提出くだされば、本会で正を県に提出いたします。）

また、決算関係書類を提出する場合、法定されてはおりませんが、最新の組合員名簿を添付くださるようお願いいたします。

検定試験を受けて組合士になろう

■中小企業組合検定試験制度のあらまし

中小企業組合検定制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しています。本制度は、中小企業組合（中小企業等協同組合法、中小企業の団体の組織に関する法律、商店街振興組合法等に基づき設立された組合及びその連合会）の役職員を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、その合否を決定し、公表します。

また、試験の合格者の中から、組合及びこれに準ずる機関において一定の実務経験を有する者に対し「中小企業組合士」の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展を図ろうとするものです（中小企業組合士制度）。

現在、中小企業組合士の称号を持つ人は3,559名おり、それぞれの分野で活躍されています。

また、31都道府県に中小企業組合士協会が設立され、同じ地域の組合士がお互いに情報交換や研修会等を活発に行なっている他、これら各中小企業組合士協会が組織する全国中小企業組合士協会連合会が設立されています。

■中小企業組合士制度のねらいと試験要領

□中小企業の発展のために

中小企業組合は、中小企業の経営を強化するために必要な連携組織体です

□組合活性化のために 1 組合 1 組合士 ～組合士、連携組織のサポーター～

組合の発展には、組合事務局の機能強化が必要です。そのためには優れた人材が不可欠です。

□組合従事者にプライドを

中小企業組合に従事する人がプライドをもって組合活動に専念し、自己啓発を進めるための目標になります。

□試験要領

受験資格 特になし、（組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です）。

試験期日 平成20年12月7日(日)

願書締切 平成20年10月15日(水)

受験料 5,000円（一部科目免除者は3,000円）

試験科目 「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目となっていますが、一部の科目について合格点を得ている場合は、その後に行なわれる試験においては申請により3年間はその科目が免除されます。過去3年間の出題内容は次ページの表のとおりです。（組合士養成講習会のお知らせは15ページ参照）。

試験時間 (1) 組合会計 午前10時～12時

(2) 組合制度 午後1時～2時20分

(3) 組合運営 午後2時40分～4時

試験方法 試験は、筆記試験。なお、「組合会計」に限って計算問題が出題されることがありますので、「そろばん」又は「電卓」（コードを使用するもの及び音の出るものは不可）の持込が許されます。

◎詳細は本会連携支援部経営支援グループ Tel. 043-242-3277

■ 案内

組合士検定試験過去3年間の出題内容

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|--|--|---|
| 組合制度 | 1. ①組合の基準・原則 ②組合史における同業組合と協同組合 [選択・論文] 2. 中小企業基本法 [単語埋込] 3. 法律解釈 [用語解説] 4. 法律解釈 [択一] | 1. ①中小企業の組織化の今日的意義 ②協同組合制度と株式会社制度 [選択・論文] 2. 中小企業基本法 [単語埋込] 3. 法律解釈 [用語解説] 4. 法律解釈 [択一] | 1. ①相互扶助の精神 ②直接奉仕の原則 [選択・論文] 2. 組合法と独占禁止法 [単語埋込] 3. 法律解釈 [用語解説] 4. 法律解釈 [択一] |
| 組合運営 | 1. ①組合事務局の機能 ②コンプライアンスのあり方 [選択・論文] 2. 組合の経済事業 [単語埋込] 3. ①組合組織図 ②組合組織 [択一] 4. 中小企業新事業活動促進法 [単語埋込] 5. 労務管理・労働法 [択一] | 1. 中小企業組合の収益管理 [論文] 2. 組合の経済事業 [単語埋込] 3. 共同事業の運営 [単語埋込] 4. 中小企業施策 [択一] 5. 労務管理・労働法 [択一] | 1. 組合のコンプライアンスのあり方 [論文] 2. 組合の経済事業(官公需・金融) [単語埋込] 3. 組合の共済事業 [単語埋込] 4. 中小企業施策 [単語埋込] 5. 労務管理・労働法 [択一] |
| 組合会計 | 1. 組合会計基準 [単語埋込・論文] 2. ①現金及び預金 [択一] ②取引の仕訳 [仕訳記述] 3. ①税法 [単語記述] ②税務申告 [計算] 4. 損益計算書(費用配賦表を含む)及び貸借対照表の完成 [計算記述] | 1. 継続性の原則 [単語埋込・論文] 2. ①債権の勘定 [単語埋込] ②取引の仕訳 [仕訳記述] 3. ①税法 [単語記述] ②税務申告 [計算] 4. 損益計算書(費用配賦表を含む)及び貸借対照表の完成 [計算記述] | 1. ①単一性の原則 [単語埋込・論文] ②新しい監査制度 [単語埋込・論文] 2. ①組合員資本の区分 [択一] ②取引の仕訳 [仕訳記述] 3. ①税法 [単語記述] ②税務申告 [計算] 4. 損益計算書(費用配賦表を含む)及び貸借対照表の完成 [計算記述] |

(注) 単語埋込：示された単語の中から選択し空欄に埋め込むもの
 単語記述：空欄に単語を記述するもの
 択一：正・誤の解答が示されており正解を択一するもの
 仕訳記述：仕訳と記述をするもの
 計算記述：計算と記述をするもの

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

8月

■パン製造

夏休み期間中で、給食用パン・米飯の製造はない。

8月21日に千葉県学校給食会主催の「会食フェア」が催され、組合では給食用「こめ粉パン」の展示販売を行った。

■めん類製造

毎年2回改定することになって、いる政府売渡麦価の10月改定分が10%アップに決定。予定されていた幅より政策的に低く抑えられているが、これで2年連続4回目の原料値上げとなり、製品への転嫁という課題が今後も続く。

■シャツ製造

百貨店の売上げが伸びず、業界全体が悪い。中には春先から前年割れが続くところもあり、景気は悪くなる一方である。

■製材

低迷が続いている。特に夏季は良くなり、秋に向かって新築着工が少なく、リフォームが中心になるとみている。

■印刷

8月は実稼動日が約半月で、そもそも活動が低調なところにこの景況感を反映し、用紙・印刷資材の販売が大変悪いようで、当然組合員各社の状況も悪い。

6・7月に用紙の価格が15%値上がりしたが、今度は9月と10月にインキと刷版メーカーの各社が値上げを行うとの通知があった。組合員には価格上昇分の転嫁ができるよう指導しております。

■生コン製造

7月単月で前年比85%、4・7月累計で前年比79・5%と回復の兆しがみえず、初期想定を大中に下回る落ち込み。

■電気鍍金

全組合員事業所の景況調査のIDが、前月比(-)70・6%、前年比(-)64・7%と全項目マイナスであった。

■鉄工

景況悪化が続いており、先行きの見通しは厳しい。

■機械部品製造

収益は依然厳しい状況で、資金繰りに影響が出始めた。特殊企業一部を除いて、不況の状況にある。

■石油製品製造

海外からの需要は増えているが、海外の大規模資本が動き、当組合では対抗が困難である。

組合の財務状況は悪化、今後の活動に不安が募っている。

■建築材料卸売

再生法・更生法・破産申請が相次ぎ、余波がどのくらい拡大するかが懸念される。

■自動車解体

急激な鉄スクラップの価格低下により、収益がますます悪化している。

■小売

下旬になり、秋物に若干の動きがあるが、消費者の買い控えムードは強く、先行き見通しは全くよくない。

■小売

先月は大型スーパーセンター(ベイシア)オープンで売り上げ10%減のダメージを受けたが、今月はほぼ前年並みに回復している。年々

■小売

お盆セールの上上げと盛り上がり欠けてきた。

■中古車販売

相場は横ばい以下の観測(当面は在庫調整中心)。軽自動車に一極集中(先行き不安増大)。

■小売

依然として、ガンリン・原材料の値上げ等の影響で軒並み商品価格が値上げになり、消費低迷が続いて売上減が止まらない。(いろんな業種に影響が出てきている。)さらに、後半は天気も悪く人出もまばらであった。

■小売

客足が遠のき気味なので来店していたためにプレミアをつけたが、経費と労力が売上げに結びつかず、厳しい状況が続いている。

■農業機械販売整備

メーカー本機の値上げが、7月から9月にかけて行われ、平均7%アップしている。仮需要増が期待されたが3%程度か、むしろ在庫増が不安である。

■自動車・自転車小売

組合は共同購買事業が中心で、職員の人手不足が深刻。毎日平均150km走行が、240kmになった。

■自動車・自転車小売

車へと移行しているようだ。

■小売・サービス

商店街の後継者が減少し、商店街存続の危機に瀕している。商店会連合会が中心となって、3年計画で後継者育成に力を注いでいる。

■小売・サービス

景況はどんどん悪化している。

■建設揚重

燃料費の高騰により、着工工事の減少で低迷状態が続いている。

■自動車一般整備

仕事量の減少に大変困っている。また、原材料(特に塗料代)価格が前年と比べ20%高騰している。納入業者へ値上げ幅圧縮等を依頼し、対応している。

■土木建築サービス

仕事は出ているのだが、事業量は減少している。廃業及び倒産の恐れのある企業情報が時々入るようになった。

■貨物運送

業界としては、サーチャージの申請を進めている。少々燃料は安くなつたものの、依然厳しい状況が続いている。組合員ではないが、仲間の会社が倒産した。

お知らせ

組合士養成講習会のお知らせ

本会では10月9日から11月26日までの全6日間、組合士試験対策の講習会を開催いたします。組合運営に携わる役職員の皆さま多数の受講をお勧めいたします。

講習会

日時

▼10月9日(木)

①中小企業論・中小企業組織論②組合士受験のための会計基礎

▼10月15日(水)

①中小企業団体の組織に関する法律の基礎②商店街振興組合法の基礎③組合制度練習問題④組合士受験のための会計決算

▼10月22日(水)

①中小企業等協同組合法の解説②組合会計練習問題

▼10月29日(水)

①組合事務管理の実務②税務に関する出題の攻略ポイント

▼11月12日(水)

中小企業関係法律と諸施策②労務管理・労働法通論

▼11月26日(水)

①組合運営論②組合運営練習問題
*時間は午後1時～5時

場所

▼千葉県中小企業会館1階会議室
千葉市中央区千葉港4の2

受講料

▼1科目1000円

(制度・会計・運用の全科目受講の場合3000円)

*講習はレジュメを用意しますが、有料で参考図書もありますので、受験する方は購入された方がよいかと思えます。

組合士試験

中小企業組合検定試験は、全国中央会が中小企業庁の後援を得て、組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与えるもので、現在全国で3559人が、それぞれの分野において活躍しております。

【試験日】平成20年12月7日(日)

【受験料】5000円

*一部科目免除者は3000円

【試験科目】「組合会計」、「組合制度」、「組合運営」の3科目

講習会の申し込みは

連携支援部経営支援グループ

TEL 043-242-3277

「第14回千葉元気印企業」の募集

千葉県の活力溢れる中小・ベンチャー企業を表彰する「千葉元気印企業大賞」(主催・フジサンケイビジネスアイ(日本工業新聞社)、共催・千葉興業銀行)の第14回選考対象企業を募集します。

この表彰制度は95年度に創設され、新技術や製品開発、独創的な経営・サービスに優れた企業を表彰するもので、これまでに128社が受賞しています。今回で14回目を迎えますが、名実ともに県内の活力ある元気印企業への「登竜門」として高い評価をいただいています。

選考対象および表彰

◆千葉元気印企業大賞・千葉県知事賞(以下5賞の中から最優秀賞として1社を選定(副賞50万円))

◆優秀製品・サービス賞◆優秀技術賞◆優秀経営賞◆ベンチャー賞

◆地球環境貢献賞(副賞各20万円)

応募資格と方法

千葉県内に本社または事業所を置く総ての企業(東証1、2部上場企業は除く)。自薦、他薦による公募。応募用紙など詳しくは事務局

まで問い合わせください。

募集締め切り

2008年10月末日まで。

発表

2009年1月中旬、フジサンケイビジネスアイ、産経新聞、サンケイリビング新聞に掲載

応募先・事務局

フジサンケイビジネスアイ

千葉支局

〒260-0013

千葉市中央区中央4-17-3

TEL 043-227-0651

FAX 043-227-0652

ジョブ・カード制度 企業の人材確保のお手伝い

正社員の経験が少ない求職者などが、登録キャリア・コンサルタントの支援を受けて職務経歴や教育訓練歴、取得資格などの情報をまとめて「ジョブ・カード」に記載することにより、自らの職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するものです。

ジョブ・カード制度では、求職者などに対して、企業でのOJTとOFF・JTを組み合わせた有期実習型などの職業能力形成プロ

グラムを提供します。求職者は、企業や教育訓練機関等で実務経験を積むことにより職業能力を習得し、企業による評価を得て就職活動に活用できます。

企業にとっては次のようなメリットがあります。①人材ニーズにマッチした自社での実習を通じて、即戦力の人材を確保できます②有期雇用による企業での実習を通じて、自社のニーズに応じた人材育成と適正判断ができるので、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます③アルバイトやパート、派遣社員を正社員へ登用するときにも活用できます④助成金を活用することにより、採用コストや企業研修に係るコストを軽減できます。⑤人材育成・能力開発に積極的な企業であることをPRできます。

お問い合わせは

千葉地域ジョブ・カードセンター

▼千葉商工会議所 TEL 043-227-2660

▼船橋商工会議所 TEL 047-435-8211

▼松戸商工会議所 TEL 047-364-3111

▼柏商工会議所 TEL 04-716-23311